

試 験 問 題

会社名: _____

役 職: _____

氏 名: _____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- | | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1. | 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。 | ○ |
| 2. | 一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。 | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出していない運賃を收受することもできる。 | × |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準は、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」、「当該事業の遂行上適切な計画を有すること」、「当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること」の3つが要件となっている。 | ○ |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 | ○ |
| 6. | 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が定めた標準運送約款と同一の運送約款を適用しようとする場合は、認可を受けなくてもよい。 | ○ |
| 7. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。 | × |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。 | ○ |

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。	×
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。	○
17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、事業の廃止の届出を提出しなければならない。	×
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。	○
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。	×

20. 旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×
21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、観光ガイドとしてのサービスを希望する場合以外には、車掌を乗務させる義務はない。	×
23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転手が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、可能な限り、交替するための運転手を配置しておかななければならない。	×
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。	×
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。	×
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を2年間保存しなければならない。	×
28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から3年間保存しなければならない。	×
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。	○
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

<p>31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。</p>	○
<p>32. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に白色旗、白色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。</p>	×
<p>33. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者として選任できるのは、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けた者に限られている。</p>	×
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。</p>	×
<p>35. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に報告すればよい。</p>	○
<p>36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。</p>	×
<p>37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者を選択されることを促進することを目的の一つとしている。</p>	○
<p>38. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めがない。</p>	×
<p>39. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。</p>	○
<p>40. 自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。</p>	×